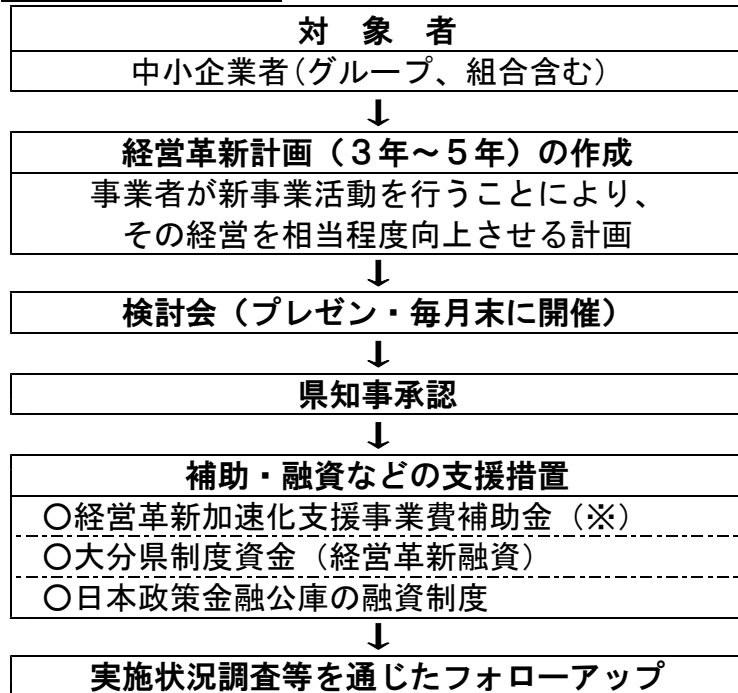


中小企業等経営強化法に基づく経営革新支援制度

経営革新支援制度の概要

中小企業・小規模事業者の皆様が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画を作成し、県の承認を受けると、販路開拓等に活用できる補助金や融資など各種支援策を受けることができます。

計画承認の流れ



経営革新とは

「新たな事業活動」とは
①新商品の開発又は生産 ②新役務(サービス)の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務(サービス)の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動

「経営の相当程度の向上」とは
①企業全体の付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が、3年計画の場合は3年後の伸び率が9%以上、4年計画の場合は12%以上、5年計画の場合は15%以上であること (付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費) ②経常利益が、3年計画の場合は3年後の伸び率が3%以上、4年計画の場合は4%以上、5年計画の場合は5%以上であること (経常利益=営業利益-営業外費用)

- (※)【一般枠】 ・補助対象経費：販路開拓、商品改良、等
・補助率：1/2以内 ・補助上限額：150万円
- 【小規模事業者枠】 ・補助対象経費：販路開拓、商品改良、機械装置等購入費、等
・補助率：2/3以内 ・補助上限額：100万円

経営革新計画承認のポイント

- ・「新たな事業活動」は、自社にとっての新たな取組であれば、既に他社で採用されている技術・方式を活用する場合も承認対象となります。(なお、同一地域の同業他社で、相当程度普及している技術・方式の導入は承認対象外です。)
⇒ 同業他社と比較した場合の優位性、差別化要素、独自のノウハウなどが必要です。
- ・計画の実現可能性(資金調達の可能性、売上・利益計画の妥当性、実行計画の具体性など)が認められるかも重要です。